

議員提出議案第 21 号

「沖縄県離島患者等支援事業」の対象外となる島外医療機関への
通院治療を余儀なくされる離島患者に対しての渡航費等への支援を
求める意見書

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 6 年 6 月 17 日

提出者 長 山 家 康

賛成者 後上里 厚 司

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

現行支援策の対象外となる離島患者の島外通院にかかる負担軽減を求める
ため。

**「沖縄県離島患者等支援事業」の対象外となる島外医療機関への
通院治療を余儀なくされる離島患者に対しての渡航費等への支援を
求める意見書**

石垣市では、平成 24 年度から本市以外（島外）の医療機関へ通院治療を余儀なくされている指定難病・特定疾患患者、小児慢性特定疾病児童、がん（悪性腫瘍、悪性新生物等）患者、妊産婦（妊婦健診、出産）、不妊治療中（生殖補助医療に限ります）の方々の経済的負担軽減のため、通院費等の一部を助成しています。

令和 5 年度からは、沖縄県が国の一括交付金を利用して補助率が 2 分の 1 から 10 分の 9 に拡大したことにより、それまで各年度での助成額は患者本人と付添人に対し、航空運賃 3 万円、宿泊費 3 万円の合計 6 万円から、航空費 6 万 8 千円、宿泊費 8 万円の合計 14 万 8 千円に拡充されました。また、生殖補助医療を受けている不妊治療の場合は、患者本人に航空運賃 13 万 6 千円、宿泊費 16 万円の合計 29 万 6 千円と拡充されています。令和 6 年度からは助成額を患者本人に 1 往復 1 万 3 千円の 6 往復分で 7 万 8 千円、治療の都合により宿泊する必要がある場合の 1 泊の限度額として 8 千円に改正し、対象患者やご家族の負担軽減に努めています。

一方で、同事業の支援対象外で市内医療機関に通院・治療できない病気や症状を持つ患者に対する支援は現在整っておらず、経済的にも精神的にも大きな負担となっています。本来、患者の皆様が安心して治療に専念できるよう、八重山病院の医療体制を充実させることが重要ですが、八重山圏域の人口規模を考慮すると多様な医療ニーズを安定的に提供するには困難を伴い、一朝一夕にはいくものではありません。現在進行形で負担に喘ぐ患者やご家族の皆様への支援は急務です。

よって、当市議会は、現行制度の支援を受けることのできない本市以外の医療機関へ通院治療を余儀なくされる患者への通院費等の助成制度の創設を強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 17 日

石 垣 市 議 会

宛先 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）、沖縄県知事
（参考送付）県議会議長、沖縄県選出国會議員、地元選出県議会議員